

第七十号議案

東京都日暮里・舎人ライナー条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成三十一年二月二十日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都日暮里・舎人ライナー条例の一部を改正する条例

東京都日暮里・舎人ライナー条例（平成二十年東京都条例第三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号中「二百三十円」を「二百四十円」に、「二百八十円」を「二百九十円」に、「三百三十円」を「三百四十円」に改める。

附 則

この条例は、東京都規則で定める日から施行する。

（提案理由）

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第六十八号）等の施行に伴い、普通旅客運賃の上限額を改定する必要がある。